

（東京都 自転車安全利用推進事業者用 動画教材使用）

ワークシート

**交通ルールの確認１**

**映像を確認して空欄を埋めましょう。**

1.　自転車は、原則車道の＿＿＿＿を通行しましょう。

2.　路側帯が設けられている道路では、自転車は＿＿＿＿に設置された路側帯のみ通行可能です。

3.　例外的に自転車が歩道を通行する場合、歩行者の通行を妨げないように車道寄りを＿＿＿＿

　　します。

4.　自転車が車道を通行する際は、自動車と同様に＿＿＿＿＿用信号に従って通行します。

　　また、信号機のある交差点では左折車の内輪差による＿＿＿＿＿＿事故に注意しましょう。

5.　自転車が歩道を通行する際は、＿＿＿＿＿用信号に従って通行します。

　　また、自転車で交差点を通行するときは、単に自動車の存在を確認するだけではなく、

　　ドライバーと＿＿＿＿＿＿＿をするなどして自分に気付いているかどうかを確認することが

　　大切です。

6.　信号機のない見通しの悪い交差点を通行する際は、標識や表示に従い、停止線の＿＿＿＿で

　　停止し、交差道路の安全を確認してから通行します。

7.　自転車が車道の＿＿＿＿を通行する逆走は、駐停車車両の横を走行してくる車両と正面衝突

　　する危険やその他の交通事故を引き起こす原因となりうるため、絶対にやめましょう。

8.　自転車乗用中死者の損傷部位で見ると、＿＿＿＿が約7割と大きな割合を占めています。

　　自転車を運転するときは、子どもだけでなく大人も＿＿＿＿＿を着用するように努めましょ

　　う。また、自転車乗用中に、手で持ったり周囲の音が聞こえないような状態で＿＿＿＿＿＿

　　を使用することは禁止されています。

9.　自転車は、乗る前はもちろんのこと定期的に専門の整備士に見てもらい＿＿＿＿しましょう。

　　整備のポイントは＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

10. 自転車が加害者になった場合、＿＿＿＿責任・＿＿＿＿責任・＿＿＿＿責任・＿＿＿＿責任

　　の4つの責任が生じます。また、業務で自転車を使用中に起こした事故は、＿＿＿＿＿責任

　　保険では保証されないので、事業主が＿＿＿＿用の＿＿＿＿責任保険に加入する必要があり

　　ます。